

令和4年5月18日

令和4年第2回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和4年5月17日付託分)

総 務 局

目 次

ページ

神奈川県県税条例等の一部を改正する条例（専決処分）の概要…………… 1

参考資料 総務政策常任委員会資料 附属資料 総務局

神奈川県県税条例等の一部を改正する条例（専決処分）の概要

1 改正の趣旨

「地方税法等の一部を改正する法律」（令和4年3月31日公布、一部の規定を除き同年4月1日施行）の施行に伴い、法人事業税の税率に関する規定等の改正について、急施を要し専決処分したので、承認を求めるものである。

2 改正の内容

(1) 神奈川県県税条例の一部改正

ア 大法人に対する法人事業税所得割の軽減税率廃止に伴う改正

資本金1億円超の法人に適用される所得割の標準税率について、年800万円以下の所得に適用されていた軽減税率が廃止されたことに伴い、本県において適用する税率（超過税率含む）についても、軽減税率を廃止するため、所要の改正を行った。（第18条、附則第15項、第16項、第18項関係）

イ ガス供給業に対する法人事業税の課税方式の見直しに伴う改正

(ア) ガス供給業に係る税率の改正

a 本則税率の改正

特定ガス供給業（導管部門の法的分離の対象となる法人等が行うガス製造・小売事業）に関し、新たな課税方式が設けられたことに伴い、当該事業に係る法人事業税の税率について、地方税法の標準税率に合わせて改正を行うとともに、その他の法人が行うガス製造・小売事業について、一般の事業と同様の課税方式となるよう、所要の改正を行った。（第18条関係）

b 超過税率の改正

特定ガス供給業に係る法人事業税の超過税率について、法人事業税と特別法人事業税とを合わせた税負担が、標準税率を用いて計算した場合の税負担の5%増しとなるよう設定するとともに、資本金が2億円以下で、収入金額が年12億円以下である場合には、不均一課税を行い、本則税率を適用するよう、所要の改正を行った。（附則第15項、第21項、第22項、第24項、第26項関係）

(イ) 区分経理の義務付け法人の追加

現行、課税方式が異なる事業（例：収入金額課税事業と所得金額

課税事業)を併せて行う法人に対しては、適正な申告を担保するため、それぞれの事業ごとに区分して経理を行うことを義務付けていることから、特定ガス供給業とその他の事業とを併せて行う法人についても、区分経理を義務付けるための改正を行った。(第17条関係)

ウ その他

地方税法の一部改正に伴い、同法の引用規定を整備した。(第22条の4関係)

(2) 神奈川県県税条例の一部を改正する条例(令和3年神奈川県条例第56号)の一部改正

(1)ア及びイの改正に伴い、神奈川県県税条例の一部を改正する条例(令和3年神奈川県条例第56号)によりなおその効力を有するものとされた同条例による改正前の神奈川県県税条例の規定の範囲を拡大するため、所要の改正を行った。

(3) 神奈川県県税条例の一部を改正する条例(令和3年神奈川県条例第56号)附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による改正前の神奈川県県税条例の一部改正

神奈川県県税条例の一部を改正する条例(令和3年神奈川県条例第56号)によりなおその効力を有するものとされた同条例による改正前の神奈川県県税条例の規定について、(1)ア及びイによる改正を反映させるため、所要の改正を行った。

3 施行期日

令和4年4月1日。ただし、2(2)については、公布の日。

4 専決処分年月日

令和4年3月30日